

月次総会議事録

令和6年(第10回)加古川市農業委員会月次総会

令和6年10月24日(木)

加古川市役所新館9階 192会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席 12 庄司 学

事務局

局長 桑山 隆	次長 中村 浩孝
農地係長 池田 健司	主査 橋本 英

農林水産課

農政係事務員 甲斐 彩香

現地調査(東地区)

10月18日(金) 午前9時00分から

馬田会長、前田農地委員長、久保田委員、道清委員 事務局2名

現地調査(西地区)

10月18日(金) 午後1時15分から

馬田会長、前田農地委員長、東田委員、道清委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第10回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、11番 岡本 善四郎 委員、13番 長井 義弘 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第96号を議題といたします。
議案第96号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

- 1 八幡町上西条 []、[] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。
- 2 志方町志方町 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 3 志方町原 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 4 志方町西山 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家である1番及び4番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第96号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第96号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第96号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第97号を議題といたします。

議案第97号の11件については、9月11日から10月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第98号を議題といたします。
議案第98号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようとして申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第98号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さん。賃貸露天駐

車場用地。始末書添付

2 東神吉町升田 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん。農機具等
駐車場用地。始末書添付。

これらの案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、東地区調査班の委員の報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第98号の1番。申請の土地の位置は福留の南、現況は畑。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が宅地及び雑種地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、西地区調査班の委員の報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第98号の2番。申請の土地の位置は升田の西、現況は雑種地一部宅地。申請地の周囲は、東が畑及び宅地、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第98号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第98号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第98号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第99号を議題といたします。
議案第99号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第99号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町中野 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天駐車場用地。

2 平岡町新在家 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。住宅用地。使用貸借権設定、建築許可申請併願。

3 東神吉町砂部 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。

4 東神吉町砂部 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。

5 志方町西牧 []、 [] 平米。 [] さん 外1名から、株式会社 [] へ。非FIT太陽光発電施設。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3～4ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第99号の1番。申請の土地の位置は中野の東、現況は稲作。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第99号の2番。申請の土地の位置は新在家の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が水路・道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第99号の3番及び4番。申請の土地の位置は砂部の北、現況は休耕田及び畑作。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が畑、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第99号の5番。申請の土地の位置は西牧の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西がため池、南は三角地のためなし、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第99号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第99号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第99号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第100号を議題といたします。

議案第100号の2件については、9月11日から10月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長

次に、議案第101号を議題といたします。

議案第101号の22件については、9月11日から10月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長

次に、議案第102号を議題といたします。

議案第102号について、事務局の議案説明を願います。

事務局

議案第102号 許可（受理）の取消等について報告のこと。

1 神野町西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、西条町内会へ。5条届出。

この案件につきましては、令和6年8月27日付で農地法第5条の規定により農地転用届出を受理しましたが、譲受人変更のため届出者から取消し願いが提出され、届出時点と現況に変わりがなかったため、令和6年10月16日付で取消を受理したものです。

以上です。

議長

議案第102号については、報告案件でございますので、これで終わりといたします。

議長

次に、議案第103号を議題といたします。

議案第103号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局

議案書19ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第103号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町粟津■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成13年以前より。

2 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和60年4月頃より。

3 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和60年頃より。

4 八幡町上西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■さん、昭和43年10月頃より。

議案書20ページをご覧ください。

5 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成7年以前より。

6 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和51年2月頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第103号の1番。申請の土地の位置は栗津の中。現況は道路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、本岡推進委員でした。

次に、議案第103号の2番。申請の土地の位置は石守の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第103号の3番。申請の土地の位置は福留の南。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第103号の4番。申請の土地の位置は上西条の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番並びに6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年10月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第103号の5番。申請の土地の位置は井ノ口の西。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、井相田委員、前川推進委員でした。

次に、議案第103号の6番。申請の土地の位置は横大路の東。申請地の

状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第103号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第103号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第103号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第104号を議題といたします。
議案第104号の2件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第105号を議題といたします。
議案第105号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第105号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書23ページ、審議参考資料7ページから9ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受け

る者の数3戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数24戸。筆数59筆、面積59,423平米です。

続きまして、24・25ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書26ページから30ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料7ページから9ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。まず、各筆明細1番の案件についてお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。10月18日金曜日 午前11時25分より、馬田会長、久保田委員、道清委員と私、事務局1名と農林水産課職員1名の合計6名で、議案第105号1番の借受人である ████████さんより、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

██████さんは██████在住で、5年くらい前から町内の知り合いのところで家庭菜園を始め、自作する楽しさを知ったとのこと。農業について、最初は独学だったそうですが、その後1年間程度、神戸市の有機農法で野菜を作る農場での研修を経験されたとのこと。令和4年度から██████で1反ほど借りて、無農薬の野菜を少量多品種で作付けされおり、今回も同様に営農計画を立てられ、販路については野菜セットを作って飲食店や個人への宅配を計画されておられます。

知人からの勧めで八幡町において耕作されるようになり、今回、農地中間管理機構を介して貸借されるわけですが、申請地はセイタカアワダチソウなど雑草が茂っていることから、まずはそれらを除去し、野菜を作付けできるよう整備するところから開始されるとのこと。

農業機械については、現在の手押し耕運機のみでは能力的に限度があるため、中古トラクターなどを探しているそうですが、まず必要となる農地整備には研修農場の方に機械を借りるなど支援を受けながら、取り組んでいきたいとのことでした。

聞き取りの結果、遊休地を有効活用し、農業に取り組んでいこうとする意気込みを聞くことができたこと、その取組を応援し、地元としても今後を見守っていくといった状況であることなどから、営農計画に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、各筆明細19番から24番の案件についてお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。10月18日金曜日 午後3時30分より、馬田会長、前田農地委員長、道清委員と私、事務局2名と農林水産課職員1名の合計7名で、議案第105号19番から24番の借受人である、株式会社 [] の執行役員である [] さん外1名より、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

株式会社 [] は、志方町原でトマト栽培を行っている株式会社 [] と [] が出資して設立した法人です。申請農地にはハウスを設け、国内ではまだ導入されているケースが少ない栽培設備を導入してリーフレタス栽培を行うと伺いました。ハウス内では、苗を定植すると苗の乗った台の方が動き、日数をかけて収穫作業を行う場所へ移動していくしくみになっています。人間が移動して定植から収穫作業を行う今までの方法より効率がよく、年間通じて栽培ができることで雇用もしやすいというメリットがあります。約30日で収穫できる状態になるそうで、兵庫県をはじめ近隣の大阪・京都・岡山方面へ出荷予定をされています。

万が一に備えて農薬を散布する設備は計画しておられますが、ハウス内での栽培は収穫までの日数が短いため、病害虫を防ぐ農薬の使用は最小限、ほとんど使わずに栽培できそうだと話しておられました。レタスをはじめ食卓にあがるものについて、安心安全は大切なことです。永室には、じゅんさいが採れる池があり水に恵まれた土地ですので、品質のよいレタスが生産されるのではないのでしょうか。

出資者である株式会社 [] は、トマト栽培や米の生産だけでなく、地域の農業関係活動にも積極的に参加されているそうです。株式会社 [] でも同様に、地域への貢献をしていきたいと仰っていました。

聞き取りの結果、営農計画や生産方法など、営農に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第105号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第105号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時15分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和6年10月24日

署名委員 (11番)

署名委員 (13番)